

会 議 録

1 会議名

平成27年度第5回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (2) その他

3 開催日時

平成27年10月19日（月） 午後3時00分から午後4時45分まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、青木隆行、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、高柳智子、原野聖子
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、工藤主任

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市介護保険に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「2 上越市生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金の交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【青木委員】

今年度の利用者実績は0人とのことであるが、緊急かつやむを得ない理由とは、どのような理由か。

【小菅係長】

例えば、介護者である家族が死亡し、急きょ入所してもらう必要が生じた場合などが該当する。

【青木委員】

ケース・バイ・ケースで判断することになるのか。

【小菅係長】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 上越市介護保険サービス利用者負担金助成に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【竹山副会長】

申請に対し却下した人もいたとのことであるが、どのような場合か。

【小菅係長】

所得要件を満たさない場合などが該当する。

【竹山副会長】

施設は利用者の所得情報を保有しているので、初めから該当しないことは分かるのではないか。

【小菅係長】

確かに、施設を通じて申請するのだが、市が確認すると、要件を満たしていない場合がある。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 上越市認知症対応型グループホーム利用者負担軽減助成金交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 上越市就学援助費の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 上越市予防接種に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【竹山副会長】

内部監査は、誰が行うのか。

【小菅係長】

情報管理系の職員のほか、研修を受けた各課の管理職員が、監査先を決めて順次、監査する。

【竹山副会長】

以前も聞いたかもしれないが、パスワードはどれくらいの頻度で変更するのか。

【小菅係長】

3か月に1回は変更するほか、職員の異動があった場合に変更する。

【齋藤委員】

重点項目評価書のⅢリスク対策の2特定個人情報の入手の欄に紙媒体とあるが、保存期間は何年か。また、相当な量になるのか。

【小菅係長】

文書の保存期間は、文書の内容に応じて1年から長期に区分して設定している。

【大友係長】

特定個人情報を含む文書は7年の保存が義務付けられているので、この書類については、7年になると思われる。

【齋藤委員】

評価書番号26番以降に「特記事項」が掲載されているが、どういう意味か。

【小菅係長】

健康づくり推進課が記載したものであり、特別な意味はない。他の業務も同じ扱いをしている。

【高橋委員】

紙媒体の文書については、書庫に入れれば紛失はないと思うが、保管する前に紛失することがよくあると思う。そのことに触れていないように思う。

【小菅係長】

机の上で散逸する可能性はあるが、十分に注意するしかない。

【高橋委員】

他の自治体等での紛失の例は、処理中のものであることが多いので、それがないのは不自然な気がした。

【小菅係長】

その文書を使っている期間であっても、机の上に放置したままにはせず、退庁する際には鍵のかかる書架に保管する。

【大友係長】

特定個人情報の取扱いについては、国のマニュアル等を使いながら研修を実施したいと考えている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 上越市母子保健に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 上越市健康増進事業に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【高橋委員】

重点項目評価書のⅠ基本情報の1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の内容の⑥健康診査結果等の分析・整理に当たっては、個人情報を抜いて紙媒体で出しているのではないかと思うが、その次のページにあるとおり地区別にデータを出力する際に、個人情報が漏えいするリスクがあるのではないか。

また、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要の3 特定個人情報の入手・使用の②入手方法に「紙」とあるが、抜け落ちたり紛失したりするリスクはあると思うが、対策はあるか。

【小菅係長】

入手方法の「紙」とは、受診票などのことである。

【竹山副会長】

市の審議会等の会議では、高血圧の人は市内のどの地区に多いとか、地区ごとの情報は口頭で説明されることはあるが、個人の情報は番号で置き換えられるなどして、個人名は一切出てこない。

【高橋委員】

個人番号の導入により、出力する際に余計な情報が1枚入ってしまうなどのケースが考えられるのではないか。

【健康づくり推進課金子主任】

個人個人の健診結果をシステムにおいて地区ごとに振り分けており、個人情報はシステム内にとどまっているが、外部には一切出ない。

【高橋委員】

基が個人の情報であるとする、紙に出力する段階で、個人情報が入ってしまう可能性があると思うが、どのような対策を講ずるのか。

【健康づくり推進課金子主任】

説明会などでそうした資料を用いる際は、職員がチェックするようにしている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) その他

【大森会長】

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【大友係長】

9月議会で上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定したところ

であるが、番号法が改正され、引用条項ずれが生じたため、早ければ12月議会で同条例を改正する。

また、個人番号の利用が来年1月1日から開始されることに伴い、申請書等に個人番号を記載する旨の規定を加える条例、規則等の改正も予定している。

いずれも、制度の内容にかかわる事項ではないため、報告のみさせていただきます。

【松崎副課長】

次回の会議は、12月の開催を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。